

「時間外労働および休日労働に関する協定書」における自動車運転者の限度時間について
 自動車運転者の時間外労働の限度時間は、他の荷役作業員、自動車整備士、経理事務員等
 と異なり、厚生労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準
 告示」という）に定められた拘束時間の限度枠内となります。以下では、本冊子にモデル例と
 して掲げた限度時間の算出方法について説明します。

なお、モデル例として掲げた限度時間数は、改善基準告示に基づいて算出したほぼ限度時間
 の枠を示しており、実際には過労運転による交通労働災害や自動車運転者の健康障害の発生防
 止の観点に立ち、各事業者が自社に合った限度時間を設定することが望まれます。

前提条件：●1日の所定労働時間は8時間、週5日勤務、休憩時間は1時間とします。

●法定休日労働はないものとします

①下記の②に該当しない自動車運転者の場合

延長することができる時間		算出方法
1日	7時間	改善基準告示では、1日の拘束時間の最大は16時間(ただし15時間超えは1週2回以内)です。よって、 $16時間 - (労働時間8時間 + 休憩時間1時間) = 7時間$ が時間外労働の限度となります。
2週	52時間	改善基準告示では、1日の拘束時間は原則13時間とされています。ただし、上記のとおり 1週2回までは最大16時間まで延ばすことができます。よって、2週の拘束時間の合計は、 $16時間 \times 4日 + 13時間 \times 6日 = 142時間$ となります。 2週全体の拘束時間から2週全体の労働時間と休憩時間とを引くと $142時間 - (労働時間80時間 + 休憩時間10時間) = 52時間$ が時間外労働の限度となります。
1カ月	127時間	(前提条件として、30日の月で、月間の労働日数21日を想定しています) 改善基準告示では、1カ月の拘束時間は原則293時間ですが、労使協定により1年の うち6カ月までは320時間まで延ばすことができます。よって、 $320時間 - (1カ月の法定労働時間171.4時間 + 休憩時間21時間) = 127.6時間 = 127時間36分$ *1カ月(30日)の法定労働時間は、週40時間が法定労働時間であることから30日÷7日× 40時間で求めることができます。
1年	1,170時間	(前提条件として、年間労働日数260日を想定しています) 改善基準告示では、1年間の拘束時間は3,516時間とされています。よって、 $拘束時間3,516時間 - (1年間の法定労働時間2085.714時間 + 休憩時間260時間) = 1,170.286時間 \div 1,170時間18分$ *1年間(365日)の法定労働時間は、週40時間が法定労働時間であることから365日÷7日× 40時間で求めることができます。

②1年単位の变形労働時間制により労働する自動車運転者の場合

延長することができる時間		算出方法
1日	7時間	①と同様です。
2週	52時間	①と同様です。
1カ月	127時間	①と同様です。
1年	1,150時間	1年単位の变形労働時間制では、年間の労働日数の上限が280日と定められています (労働基準法第12条の4)。 改善基準告示では、1年間の拘束時間は3,516時間とされています。よって、 $拘束時間3,516時間 - (1年間の法定労働時間2085.714時間 + 休憩時間280時間) = 1,150.286時間 \div 1,150時間18分$ *1年間(365日)の法定労働時間は、週40時間が法定労働時間であることから365日÷7日× 40時間で求めることができます。